

## 傷病手当金申請書提出締切日

2026年2月

申請者本人・提出締切日 (提出先到着日) (A)		申請期間 (申請可能日) (B)	給与支払月 (C)
2026年2月9日	(月)	2026年1月31日まで	2026年3月支払給与
2026年3月10日	(火)	2026年2月28日まで	2026年4月支払給与
2026年4月7日	(火)	2026年3月31日まで	2026年5月支払給与
2026年5月8日	(金)	2026年4月30日まで	2026年6月支払給与
2026年6月8日	(月)	2026年5月31日まで	2026年7月支払給与
2026年7月7日	(火)	2026年6月30日まで	2026年8月支払給与
2026年8月6日	(木)	2026年7月31日まで	2026年9月支払給与
2026年9月7日	(月)	2026年8月31日まで	2026年10月支払給与
2026年10月6日	(火)	2026年9月30日まで	2026年11月支払給与
2026年11月6日	(金)	2026年10月31日まで	2026年12月支払給与
2026年12月8日	(火)	2026年11月30日まで	2027年1月支払給与
2027年1月7日	(木)	2026年12月31日まで	2027年2月支払給与
2027年2月5日	(金)	2027年1月31日まで	2027年3月支払給与
2027年3月5日	(金)	2027年2月28日まで	2027年4月支払給与

### 【誤って該当の申請期間を越した日を申請した場合について】

該当の申請期間(B)を越した日を申請された場合、その越した日は、その越した日が該当する申請期間の給与支払月 (C)に支給いたします。

例) 2026年4月7日の締切に3/4～4/3までを申請した場合、3/4～3/31を5月支払給与で、4/1～4/3を6月支払給与で支給いたします。

※人事ご担当者は4/1～4/3分は3/4～4/3の申請書のコピーを利用し、バリューHRに再提出願います。